

令和 8年 4月 8日

## 保護決定通知書の誤送付による個人情報の漏洩について

保護決定通知書等を送付した際、封入書類の誤りによる個人情報の漏洩がありました。詳細は下記のとおりです。

### 1 概要

3月30日に生活保護受給者へ4月分の保護決定通知書等を2,261名へ送付しましたが、うち1名(市民A)の保護決定通知書(以下、通知書)が市民Bへ送付した封筒に混入していたことが発覚しました。

通知書には、住所、氏名、保護費の支給額、振込先金融機関(銀行名、支店名)に関する記載がありました。

### 2 経過

4月3日 市民Aより振り込まれた金額を見たら保護費が変更になっているが、通知書が入っていないと電話がある。

4月3日 市民Bより通知書が2枚入っていたがなぜかと電話がある。訪問して確認したいと伝えたところ、市民Bは外出中であったため、訪問は翌週の4月6日にしてもらいたいと話がある。

4月6日 職員2名で市民B宅を訪問、確認したところ1枚は市民Aの通知書であることが発覚。謝罪し市民Aの通知書を回収。

4月7日 市民Aへ連絡し、経緯を説明の上、誤送付について謝罪。個人情報市民Bに漏えいしたこと及び市民Bから通知書を回収し、漏えいの拡大には至らないことを説明し了承を得る。

### 3 原因

- ・市民Bの通知書を送る際に、重なって市民Aの通知書が入り込んでしまったが、確認をせず、封入誤りに気付かないまま発送した。
- ・4月は封入する書類が多く、誤りに気付かなかった。
- ・市民Aへは窓開封筒に別に印刷した添書を用いて書類を発送したため、市民Aの通知書がないことに気付かなかった。

### 4 再発防止策

- ・通知書の数と封筒の数を一致させてから封詰作業を行う。
- ・2人体制で重なりや不足がないかの確認を徹底する。

担当:生活福祉課 保護第一係  
課長 矢内、係長 片平  
電話 024-572-5465(直通)